

半田市公印取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年十月一日

半田市長 久世 孝 宏

半田市規則第四十号

半田市公印取扱規則の一部を改正する規則

半田市公印取扱規則（昭和五十一年半田市規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表市長印の部モーターボート競走事業に関する事務専用の項中

「			」		
「			」		
を			に改める。		
「			」		

モーターボート	半田市長印	専用
モーターボート競走事業	半田市長印	専用

附 則

この規則は、公布の日から施行する。